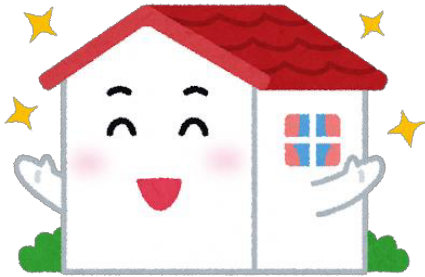


空き家を解体される方へ -土地の固定資産税について-

住宅が建っている土地については、その税負担を軽減する必要から、その広さによって住宅用地の特例措置が適用されています。

固定資産税（土地）の計算例〈土地の面積が 200 m²以下、
評価額が 300 万円の場合〉

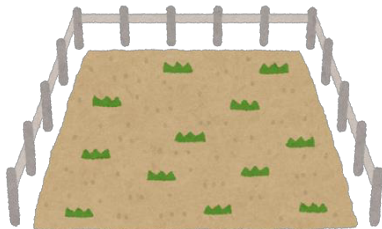
【住宅がある場合】



$$300 \text{ 万円} \times \overset{\text{住宅用地特例}}{1/6} \times \overset{\text{税率}}{1.4\%} = 7,000 \text{ 円}$$

小規模住宅用地	200 m ² 以下の住宅用地 (200 m ² を超える場合は住宅 1 戸あたり 200 m ² までの部分)	評価額 1/6 に減額
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	評価額 1/3 に減額

【更地にした場合】



翌年から土地の評価地目が雑種地になり、住宅用地特例の対象から外れます。

$$300 \text{ 万円} \times \overset{\text{雑種地補正率}}{0.8} \times \overset{\text{負担調整率}}{0.7} \times \overset{\text{税率}}{1.4\%} = 23,520 \text{ 円}$$

※都市計画区域にお住まいの方は、都市計画税も変わります。詳しくは課税課資産税係までお問い合わせください。

空き家の解体が終わりましたら、現地を確認させていただきますので、
課税課資産税係までお知らせください。

お問い合わせ先

〒378-8501 沼田市下之町 888 番地
沼田市役所 市民部 課税課 資産税係
電話:0278-23-2111(3014、3015、3016)